デリバティブ取引等に関する額　(2)					
4	デリバティブ取引等に関する再構築コストの額				
5	デリバティブ取引等に関するアドオンの額				
	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額				
6	連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額				
7	デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額　(△)				
8	清算会員である信用金庫連合会が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額　(△)				
9	クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額				
10	クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額　(△)				
11	4	デリバティブ取引等に関する額　(ロ)			
レポ取引等に関する額　(3)					
12		レポ取引等に関する資産の額			
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額　(△)			
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額			
15		代理取引のエクスポージャーの額			
16	5	レポ取引等に関する額　(ハ)			
オフ・バランス取引に関する額　(4)					
17		オフ・バランス取引の想定元本の額			
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額　(△)			
19	6	オフ・バランス取引に関する額　(ニ)			
連結レバレッジ比率　(5)					
20		資本の額　(ホ)			
21	8	総エクスポージャーの額　((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ))　(ヘ)			
22		連結レバレッジ比率　(ホ)／(ヘ)			

注

a　「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

b　連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第三条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定量的な開示事項」の下に「並びに連結レバレッジ比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）に関する開示事項」を加え、同条に次の二項を加える。

6　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

第四条後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは「第二条」と、「に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という」とあるのは「に限る」と、「並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

第五条第一項に次の二号を加える。

十二　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十三　前最終指定親会社四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

第五条第二項中「別紙様式第二号により」の下に「、同項第十二号に掲げる事項は、別紙様式第三号により」を加える。